

大磯町剪定枝粉砕機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、剪定枝の有効利用を促進し、循環型社会への意識の高揚を図るために、町が所有する剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 粉砕機の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体

(貸出期間等)

第3条 粉砕機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した7日以内（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とする。ただし、返却日が日曜日に当たるときは、当該日の翌日を返却日とする。

(費用負担)

第4条 粉砕機の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第5条 粉砕機の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大磯町剪定枝粉砕機貸出申請書（第1号様式）により町長に申請するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他本人であることを確認できる書類を提示又は提出しなければならない。

(貸出決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉砕機を貸し出すものとする。

(遵守事項等)

第7条 粉砕機を使用するもの（以下「使用者」という。）は、貸出しを受けた粉砕機の使用に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機により粉砕したものを土壌改良材等として有効活用するものとし、原則、町が実施するごみ収集に出さないこと。
- (2) 粉砕機の使用に当たっては、使用上の注意事項を守り、安全に配慮すること。
- (3) 粉砕機を使用する際は、騒音及びごみの散乱等に十分注意すること。
- (4) 粉砕機に異常がある場合は、町に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 営利目的に使用しないこと。
- (6) 第三者に対する転貸、譲渡等をしないこと。
- (7) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

- 2 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、

貸出しを行っている粉砕機の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により粉砕機の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(損害賠償等)

第8条 使用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

2 使用者は、貸出期間内における粉砕機の運搬及び使用の際、第三者に損害を生じさせたときは、使用者の責任においてこれを賠償しなければならない。

(返却及び報告)

第9条 使用者は、貸出しを受けた粉砕機に破損、異常等がないか確認し、第3条に規定する貸出期間内に返却するとともに、大磯町剪定枝粉砕機使用報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(免責)

第10条 町長は、貸出期間内における粉砕機の運搬及び使用により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。